

薬学教育の6年制について



山元 弘*

New Educational System of Pharmaceutical Sciences
Key Words : Pharmaceutical Sciences, Pharmacy, Educational System

平成16年の中教審答申、さらに大学設置基準の改訂を受けて、平成18年度入学者から、薬学教育のうち「臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする」学部(学科)の修業年限は6年間とすることが決まった。少々分かりにくい表現だが、簡単に言えば、薬学教育のうち薬剤師養成を主たる目的とした学科は6年制に、薬剤師養成を目的とはしない学科は従来のまま4年制を維持できる、ということである。

ただし平成29年度までの12年間の入学者は、4年制学科と修士課程を経た後、実務実習(病院や薬局での6ヶ月間実習)等の必要な単位を修得すれば、国家試験受験資格を取得する道が残されているが、やはり研究者・技術者育成のための教育と医療の現場に直接関わる人材育成のための6年制教育とは、一線を画した教育体制が必要であろう。

薬学教育の6年制問題の歴史は古い。薬学部のカリキュラムは、物理学、化学、生物学の3領域を均等に学ぶことが求められており、私が学生の頃からもすでに、「薬学で学ぶべき領域が広すぎる」との意見も多く、6年制問題はこれまで常に議論されてきた。

平成4年の医療法の改正に伴い、薬剤師が医療の担い手として明確に位置づけられたこと、平成8年

の薬剤師法の改正により患者への調剤・医薬品情報提供が義務づけられたこと、平成14年の薬事法の改正など、薬剤師を取り巻く環境が急激に変化しており、また医療チームの一員としての薬剤師の役割が増えたこと、医療関連科目の充実が求められてきたことなどが相乗効果となって、「薬学教育年限を(6年間に)延長すべし」という議論が高まった。こうした情勢を受けて、関係省庁、国公私立大学薬学部、ならびに薬剤師会等職能団体が長い時間をかけて議論し、頭書の結論に至った次第である。

一方本学薬学部はじめ多くの国立大学は、歴史的に創薬領域や環境衛生化学領域の研究者・技術者の育成が盛んであり、社会に還元できる研究成果を生み出すと同時に、研究者、教育者、さらには製薬企業等の第一線や官公庁で活躍する人材を輩出してきた。こうした歴史的背景をもとに、薬学には薬剤師以外の職種に進む多様な人材の育成が今なお求められており、国立大学では4年制学科の存続が必須であると判断している。事実、ほとんどの私立大学薬学部が6年制学科のみを設置するのに対し、すべての国立大学薬学部は4年制と6年制の並立を決定している。

本学薬学部は全教員の総意で、6年制学科(学生定員25名)と同時に、4年制(学生定員55名)プラス大学院課程における教育の充実を目指すことを決意した。6年制であろうが4年制であろうが、薬学教育の基本は薬剤師、創薬研究者・技術者など、「薬」の専門家としての人材を育成することである。われわれはこの変革期を乗り越え、薬学教育改革を通して大阪大学の更なる発展に貢献したい。これまでの関係各位のご理解と多大なご協力に感謝するとともに、今後ともご支援いただけるようお願いしたい。



* Hiroshi YAMAMOTO
1946年8月生
昭和45年大阪大学薬学部製薬化学科
卒業
現在、大阪大学大学院薬学研究科、
細胞生理学分野教授、薬学研究科長、
医学博士、専門：免疫学、筋肉生理学
TEL 06-6879-8190
FAX 06-6879-8194
E-Mail hiroshiy@phs.osaka-u.ac.jp